

主要事業マネジメントシート

部局名 福祉部

事業名	生活困窮者自立支援事業 / 担当室課 地域福祉推進室社会援護課								
予算額	H24 H25	千円() 千円()	H26 H27要求	24,208 千円() 120,713 千円()	0 千円() 45121 千円()	実績	H24 H25	千円() 5,015 千円()	千円() 0 千円()
事業の優先性	<input checked="" type="checkbox"/> 重点課題【知事重点分野】(項目名: セーフティネット) <input type="checkbox"/> 成長戦略 (項目名:) <input type="checkbox"/> その他 (項目名:)		<input type="checkbox"/> 人口減少関係 (項目名:) <input type="checkbox"/> 新・地震防災アクションプラン (項目名:)						
事業選択	役割分担	民間との役割分担 <input type="checkbox"/> 民間では実施不可(行政がすべき役割) <input type="checkbox"/> 民間で実施するためのインセンティブとして実施 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (理由)生活困窮者に対する効果的な支援を行うためには、行政に加え、地域の関係機関や社会資源が持つノウハウの活用や連携体制の構築が必要。	行政としての役割	<input checked="" type="checkbox"/> 府の役割 <input type="checkbox"/> 国の役割 <input type="checkbox"/> 市町村の役割 (理由)生活困窮者自立支援法により、町村(福祉事務所未設置)の実施主体は府であり、就労訓練事業者の認定は府、政令市及び中核市。さらに府は広域自治体として府内市等の実施体制の整備を後押し。					
	事業手法	手法の妥当性 生活困窮者自立支援法において、自治体が直接行うべきと定められている事務(支援計画の決定等)を除き、民間事業者等への委託により事業を実施。委託先の選定に際しては、民間事業者等のノウハウを広く活用する観点から、プロポーザル方式による公募を実施。							
	受益と負担	<input type="checkbox"/> 受益者負担あり(内容・水準:) <input type="checkbox"/> 受益者負担を求めない(理由:) <input checked="" type="checkbox"/> 受益者負担になじまない							
	将来のリスク管理	平成27年度からは、法律(生活困窮者自立支援法)に基づき実施する恒久的制度であるため、問題は無い。							
	事業間調整	庁内での連携 庁内他部で実施している就労支援等をはじめとする各事業と連携し、効果的な生活困窮者の自立支援の実施体制を構築する。	他事業との整合性等 他事業との重複は無し。						
事業効果	目標・指標	(事業目標) 経済的な問題をはじめ、社会的孤立や家族の問題など複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活保護に至る前の段階で、本事業による積極的な支援を行うことにより、生活保護や社会的孤立に陥ることなく、当人の就労による自立等を目指す。 (指標) ・平成27年度から府内全域における生活困窮者の自立支援の効果的な実施体制の整備。 ・平成27年度からの就労訓練事業者の確保。 ※平成26年度モデル事業での目標数:40か所以上			(実績) モデル事業実施率(H26.8) 府内43% 全国28% 庁内関係部署との連絡会等設置(H26.8) 府内35% 全国23% 庁外関係機関への説明会等実施(H26.8) 府内41% 全国16%	-目標に達しなかった場合の見直し・改善方策			
	コスト分析	(事業期間) H 26年度 ~ H (指標) H24(フルコスト) 千円 / (指標数値) = 千円 H25(フルコスト) 千円 / (指標数値) = 千円 (コスト分析結果)							
	特記事項	<事業優先性や事業選択の判断に影響を与えるような事情が新たに発生した場合に記載> ・プロポーザル方式により8月に事業者を選定し、現在、町村部における自立相談支援等の事業及び就労訓練事業の周知等のモデル事業を実施中。 ・府内市等に対しても、効果的な生活困窮者の自立支援を実施する観点から、各市等において必須事業に加え任意事業も含め実施するよう働きかけている。							